

指導を必要とするプログラムの有料化について

国立吉備青少年自然の家

国立青少年教育振興機構では、国からの運営費交付金の減額に対応し、事業経費を補う必要があることから、平成22年4月から利用団体の特定支援(特定のプログラム等の提供)を有料化し、受益者に経費負担を求めることとなりました。

当所では、『カッター』、『天体観察』及び『わら細工』の3つの指導を要する活動プログラムについて受益者負担を導入する事となり、これらの活動プログラムを実施する利用団体に料金をお支払いいただくこととなります。

現在、機構本部及び当所において料金単価の設定や請求方法について準備を進めている段階であり、料金単価などは決定しておりません。決定し次第おって連絡いたしますが、ご理解とご協力をいただきますよう何卒よろしくお願いいたします。

なお、当所が行う指導以外の、利用団体が独自にレクリエーションの指導を依頼するものなどは対象としていませんので、従前のとおりの取り扱いとなります。

本件に関するお問い合わせ先
事業推進係 妹尾(せのお)
電話：0866-56-7231